

令和3年度

南 あ わ じ 市

定期監査・行政監査報告書

南あわじ市監査委員

## 目 次

1	監査の根拠等	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
	(1) 普通財産の管理状況等について	
	ア 監査の着眼点	2
	イ 監査の実施内容	2
	ウ 監査の結果	2
	エ 監査意見	9
	(2) 南あわじ交通安全協会補助金交付事務について	
	ア 監査の着眼点	11
	イ 監査の実施内容	12
	ウ 監査の結果	12
	エ 監査意見	15

## 1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

定期・行政監査

※ 南あわじ交通安全協会補助金交付事務については、本監査をより効果的に行うため、対象とした補助金交付に係る団体について、出納その他の事務が適正に実施されているかどうかを検証する監査を同時に実施したので、これについても当報告書に併せて記載するものとする。

また、財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者に係る事務）と同時に、当該公の施設を所管する部署に係る管理事務が適正に実施されているかを検証する監査を実施したので、その結果は財政援助団体等監査報告書に記載するものとする。

## 3 監査の対象

本年度は、下記をテーマとし、重点的に監査を行った。

- (1) 普通財産の管理状況等について（総務企画部財務課）
- (2) 南あわじ交通安全協会補助金交付事務について（危機管理部危機管理課）



(1) 普通財産の管理状況等について



## ア 監査の着眼点

監査は、次の項目について重点的に実施した。

- (ア) 財産台帳は整備、管理されているか。
- (イ) 財産貸付台帳は整備、管理されているか。
- (ウ) 登記はされているか。
- (エ) 維持管理は適正に行われているか。
- (オ) 貸付けは適正に行われているか。
- (カ) 未利用財産の活用や処分等が適正になされているか。
- (キ) 普通財産である土地の管理及び取得処分について、規定している法令等に準拠しているか。

## イ 監査の実施内容

### (ア) 監査の期間等

令和4年1月5日から同年2月16日まで

関係職員等の説明を徴取した日

#### a 事前審査

日程：令和4年1月14日

対象：総務企画部財務課

#### b ヒアリング

日程：令和4年1月27日

対象：総務企画部財務課

### (イ) 監査の方法

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に所管部署へ概要資料作成及びその作成資料から事業の効果測定等を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料等の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署に対して聴き取り調査を実施した。

## ウ 監査の結果

上記ア及びイに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった普通財産の管理に係る市の事務については、一部に検討を要する

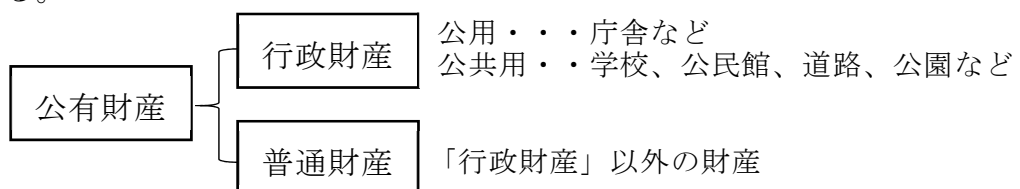
事項はあったものの、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにされており、おおむね適正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

#### (ア) 公有財産の概要

財産とは、地方自治法（以下「法」という。）第 237 条第 1 項にて、「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」と規定されており、公有財産については、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち、不動産、船舶、地上権、特許権、株式、出資による権利、財産の信託の受益権等をいうものとされている。

公有財産は、行政財産と普通財産に分類され、行政財産とは普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは行政財産以外は一切の公有財産をいう。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができることとされている。



#### (イ) 本市の状況

##### a 適用法令等

本市における公有財産の取得、管理、処分、貸付け等は法令等に基づき行われている。

##### b 公有財産の区分

公有財産の区分は、次表のとおりである。

令和 2 年度末時点の土地の保有面積は 3,444,886.09 m<sup>2</sup>で、うち行政財産は 1,764,062.47 m<sup>2</sup> (51.2%)、普通財産は 1,680,823.62 m<sup>2</sup> (48.8%) である。建物の保有面積は 289,304.57 m<sup>2</sup>で、うち行政財産は 276,644.12 m<sup>2</sup> (95.6%)、普通財産は 12,660.45 m<sup>2</sup> (4.4%) である。



## 令和 2 年度公有財産の区分

### 土地

区分	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	構成比(%)
行政財産	1,816	1,764,062.47	51.2
普通財産	1,410	1,680,823.62	48.8
合計	3,226	3,444,886.09	100.0

### 建物

区分	件数	面積(m <sup>2</sup> )	構成比(%)
行政財産	664	276,644.12	95.6
普通財産	35	12,660.45	4.4
合計	699	289,304.57	100.0

### c 普通財産の保有状況

市保有の普通財産(土地・建物)の推移は、次表のとおりである。

令和3年度は10月末時点の数値である。令和元年度と令和2年度を比較すると、土地は2筆、3,920.96 m<sup>2</sup>増加している。これは、学校統廃合による学校施設等行政財産の用途廃止によるものである。建物は4件、1,982.41 m<sup>2</sup>増加している。これは土地と同様学校施設等行政財産の用途廃止によるものである。

### 普通財産保有状況の推移

#### 土地

	令和元年度	令和2年度	令和3年度※1
保有筆数	1,408	1,410	1,408
前年度比		2	△ 2
保有面積(m <sup>2</sup> )	1,676,902.66	1,680,823.62	1,682,548.66
前年度比		3,920.96	1,725.04

#### 建物

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保有件数	31	35	35
前年度比		4	0
保有面積(m <sup>2</sup> )※2	10,678.04	12,660.45	12,660.45
前年度比		1,982.41	0

※1 令和元年度・令和2年度は年度末時点、令和3年度は10月末時点

※2 建物は延面積

d 普通財産の地目別内訳

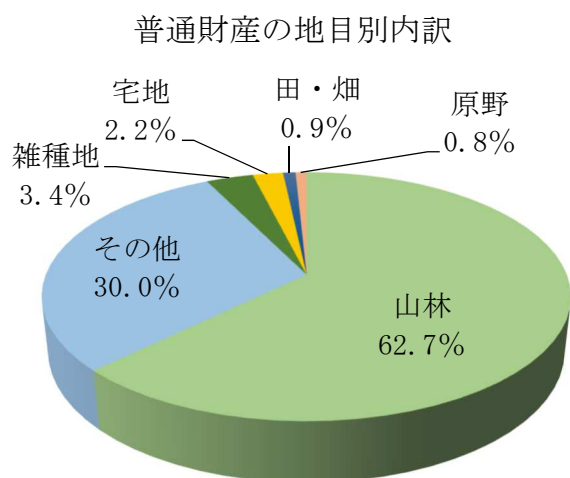
普通財産の地目別内訳は、次表のとおりである。

令和2年度末時点の普通財産のうち主なものは、山林が最も多く1,053,724.37㎡(62.7%)、その他が503,679.35㎡(30.0%)、雑種地が57,166.23㎡(3.4%)、宅地が37,656.34㎡(2.2%)である。

令和2年度普通財産の地目別内訳

区分	筆数	面積(㎡)	構成比(%)
山林	268	1,053,724.37	62.7
宅地	192	37,656.34	2.2
田・畑	64	15,846.24	0.9
原野	31	12,751.09	0.8
雑種地	170	57,166.23	3.4
その他※	685	503,679.35	30.0
合計	1,410	1,680,823.62	100.0

※ その他は水路、ため池など



e 普通財産の貸付け

普通財産の地目別貸付状況については、次表のとおりである。

令和2年度末時点の普通財産の土地に係る貸付面積は、普通財産1,680,823.62㎡に対して、117,044.77㎡（7.0%）である。貸付けのうち主なものは、山林が92,120.57㎡（78.7%）、宅地が15,642.19㎡（13.4%）、田・畑が5,749.31㎡（4.9%）、雑種地が3,197.89㎡（2.7%）である。

令和2年度普通財産の地目別貸付状況

区分	貸付面積(㎡)	構成比(%)
山林	92,120.57	78.7
宅地	15,642.19	13.4
田・畑	5,749.31	4.9
原野	105.12	0.1
雑種地	3,197.89	2.7
その他	229.68	0.2
合計	117,044.77	100.0

※ 表示単位未満を四捨五入により、総数と各内訳の合計は一致しない。

f 普通財産の貸付先

普通財産の貸付先状況については、次表のとおりである。

令和2年度末時点の貸付先は、土地68件、建物1件である。土地においては、民間企業・個人への貸付けが52件、26,959.36㎡である。公共的団体（財団法人等）への貸付けが6件、174,376.76㎡で、主な貸付先は、一般財団法人休暇村協会、独立行政法人国立青少年教育振興機構（国立淡路青少年交流の家。貸付土地は阿万財産区所有。）等である。公共団体への貸付けが4件、74,366.34㎡で、主な貸付先は、環境省、文部科学省等である。建物は、地元の消防団屯所として貸し付けている。

なお、貸付面積には、一部、台帳上、行政財産として扱っているものも含まれる。

## 令和2年度普通財産の貸付先状況

### 土地

貸付先	件数	貸付面積(m <sup>2</sup> )
公共団体	4	74,366.34
公共的団体(財団法人等)	6	174,376.76
公共的団体(自治会・地元の団体)	6	3,815.73
民間企業・個人	52	26,959.36
合計	68	279,518.19

### 建物

貸付先	件数	貸付面積(m <sup>2</sup> )
公共的団体(自治会・地元の団体)	1	129.88
合計	1	129.88

### g 普通財産の貸付料

貸付料については、南あわじ市公有財産規則(以下「規則」という。)第31条に定められている。貸付料の算定は、南あわじ市普通財産の貸付けに関する取扱要綱(以下「要綱」という。)第9条及び第10条において、評価額に土地は100分の5、建物は100分の7を乗じて得た額を基準としている。また、他の地方公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合は、南あわじ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に基づき、無償又は減額して貸し付けることができることとしている。

普通財産の用途別貸付状況については、次表のとおりである。

令和2年度末時点の土地貸付(使用期間が1年に満たない短期的な使用(以下「短期使用」という。)に係るものを除く。)のうち主なものは事業用地が24件、253,668.06 m<sup>2</sup>で、貸付料は5,173,614円である。また、短期使用に係る土地貸付は、6件、1,962.34 m<sup>2</sup>で、貸付料は756,272円である。建物については、無償貸付である。

## 令和 2 年度普通財産の用途別貸付状況

### 土地

用途	有償貸付			無償貸付	
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	貸付料(円)	件数	面積(m <sup>2</sup> )
事業用地	24	253,668.06	5,173,614		
住宅敷地	31	5,077.14	671,960		
駐在所用地	1	356.17	115,469		
駐車場	1	2,747.88	951,865		
農用地	4	5,695.00	45,920		
その他※	15	4,088.87	505,697	3	1,747.73
合計	76	271,633.12	7,464,525	3	1,747.73

※ その他：有償は自治会青空市など  
無償は地元ごみステーションなど

### 土地（短期使用に係るもの）

用途	有償貸付			無償貸付	
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	貸付料(円)	件数	面積(m <sup>2</sup> )
工事用仮置場	6	1,962.34	756,272		
その他※				3	4,175.00
合計	6	1,962.34	756,272	3	4,175.00

※ その他：地元残土仮置き場など

### 建物

用途	有償貸付			無償貸付	
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	貸付料(円)	件数	面積(m <sup>2</sup> )
消防団屯所				1	129.88
合計				1	129.88

## h 普通財産の管理に関する事務

### (a) 財産貸付台帳の整備、管理について

規則第 50 条第 1 項には、財産貸付台帳を備えることが規定されている。貸付台帳は規則に基づき整備されており、随時、更新もなされていることから、おおむね適正に整備されている。

### (b) 登記について

規則第 12 条第 1 項には、取得した公有財産が登記又は登録ができるものであるときは、速やかにその手続をすることが規定さ

れている。提出された令和2年度の登記の手続きに係る一連の書類を見る限り、手続きは、おおむね適正に処理されている。

(c) 維持管理について

普通財産の維持管理は、主だったものについて公益社団法人南あわじ市シルバー人材センター（一部、単位老人クラブ）に草刈り等の業務を委託するなどして行っている。また、市民等からの要望があれば、その都度、対応しており、おおむね適切に処理していると認められる。

(d) 貸付けについて

提出された令和2年度の貸付手続に係る一連の書類を見る限り、規則及び要綱に基づき行っており、おおむね適正に処理されている。

(e) 未利用財産の利活用や処分等について

合併後、財政状況も鑑み、売却可能な土地について積極的に売却を行った。未利用財産については、小さな土地や不整形の土地、水路、道路の残地など、通常の利活用には適さないものが多い。一方で、効果的な利活用が見込める公共施設の跡地等については、関係部署により今後の方向性の検討に鋭意取り組んでいる。

## エ 監査意見

(ア) 総括

地方財政法第8条には、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と公有財産の管理、運用の基本原則について規定されている。

また、法第149条第6号には、普通地方公共団体の長の主な担当事務の1つとして、財産の取得、管理及び処分が掲げられており、これらの財産を適切に維持管理するとともに、有効に活用することがとりわけ重要となっている。特に普通財産は、市の貴重な経営資源として適正な管理と有効な活用がなさなければならないものである。

本監査では、本市の普通財産（土地・建物）に係る管理運営の状況、利活用の取組状況等について監査を行ったところ、財産台帳の整備、維持管理、登記等については、規則、要綱等に基づき執行されており、おおむね適正と認められる。

一方、普通財産の利活用については、市の全体的な方針は定めていないものの、利活用可能な物件については、それぞれ関係部署により今後の方向性等の検討に鋭意取り組んでいるとのことであった。

普通財産にあつては、将来的な施設の統廃合や老朽化に伴う用途廃止等により増加する可能性があり、維持管理経費の増大による財政の圧迫も予想されることから、処分も含めた利活用への積極的な取組が重要である。新型コロナウイルス感染症拡大などにより、経済活動をはじめとする足元の状況は、必ずしも良いとは言えない中ではあるが、今後もより一層の取組を強く要望するものである。

#### (イ) 個別事項

##### a 要望事項

##### (a) 財産台帳の整備・管理について

規則第 47 条第 1 項には、公有財産台帳及び必要な図面その他の資料を備え、変動の都度補正しておくべき旨が規定されている。所管部署における普通財産台帳の整備・管理については、一部に情報の反映が一定期間まとめてされていたものが見受けられた。

財産台帳は、財産管理の基礎的な情報であり、正確に記録・整理されていることは、利活用を行う上での基本となることから、常に最新の情報となるよう適正な整備及び管理に努められたい。





(2) 南あわじ交通安全協会補助金交付事務について



## ア 監査の着眼点

監査は、次の項目について重点的に実施した。

### (ア) 所管部署関係

- a 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- b 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- c 補助金等の交付目的、補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- d 補助金等の交付条件は適切に付されているか。また、その内容は明確か。
- e 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- f 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等がある場合、同様の確認がなされているか。
- g 行政サービスの範囲と補助対象団体等の事業範囲は区分されているか。
- h 補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。
- i 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。
- j 補助金等の必要性の見直すための仕組みがあるか。

### (イ) 補助金交付団体関係

- a 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- b 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- c 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- d 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領

収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- e 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- f 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- g 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- h 現金、預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- i 団体の監査役や監事等は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## イ 監査の実施内容

### (ア) 監査の期間等

令和4年1月5日から同年2月16日まで

関係職員等の説明を徴取した日

#### a 事前審査

日程：令和4年1月14日

対象：危機管理部危機管理課

#### b ヒアリング

日程：令和4年1月27日

対象：危機管理部危機管理課及び南あわじ交通安全協会

### (イ) 監査の実施方法

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に所管部署へ概要資料作成及びその作成資料から事業の効果測定等を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料等の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署及び補助金交付団体に対して聴き取り調査を実施した。

## ウ 監査の結果

上記ア及びイに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった補助金交付に係る市の事務及び当該補助金交付の対象となった団体に係る出納その他の事務ともに、一部に注意を要する事項はあったものの、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われており、おおむね適

正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(ア) 補助の目的

市民の交通安全意識の高揚及び交通事故防止に寄与するため。

(イ) 補助の概要

a 補助金交付団体

① 団体の名称	南あわじ交通安全協会 (平成 17 年 1 月に三原交通安全協会から名称変更)			
② 設立年月日	昭和 36 年 12 月 3 日			
③ 主たる事務所の所在地	南あわじ市市善光寺 18 番地 27 (南あわじ市役所第 2 別館内)			
④ 各年度における新規加入及び更新者数	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	4, 212 人	3, 710 人	4, 100 人	4, 012 人
⑤ 役員数	265 人			
⑥ 監査役数	4 人			
⑦ 事務局職員数	4 人			
⑧ 団体の目的	南あわじ市内における交通安全思想の普及、交通環境の改善及び交通の安全と円滑を促進するとともに自動車運転者の質的向上を図ることを目的とする。			

※ ⑤～⑦は令和 3 年 4 月 1 日時点の数値である。

b 補助金交付に係る基本的な事項

次に掲げる基準により交付されている。

(a) 補助対象経費

① 交通安全事業に要する人件費

事務局長（一部※交通安全事業業務見合い分）及び交通安全指導員に係るもの

② 交通安全に関する広報及び啓発事業に要する経費

活動費、消耗品費及び郵便料に係るもの

③ 交通安全に関する教育推進事業に要する経費

活動費、消耗品費、備品購入費、郵便料、資料代、旅費及び車両の維持管理費に係るもの

④ ①から③に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費

(b) 補助金額の算定方法

団体の補助対象経費の支出額から対象経費に充当する収入額を差し引いた額（予算額の範囲内）とする。

(c) 補助金の交付方法

年2回の概算払い（精算は実績報告書による。）

(ウ) 補助の実施状況

（単位：円）

	30年度	元年度	2年度	3年度
団体総支出額	21,955,187	22,739,074	21,743,766	22,280,000
（補助対象経費）	11,126,883	11,395,519	11,200,924	11,000,000
交付確定額	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
（概算交付額）	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000

※ 令和3年度の団体総支出額・補助対象経費は予算ベース、概算交付額は12月末日までに支出したものである。

(エ) 所管部署自己分析

a 補助金の効果

補助対象事業の実施もあって、南あわじ市内における交通事故件数は減少傾向である。

b 補助金の効果から考えられる課題等

今後も交通事故を減少させるために、南あわじ交通安全協会との連携を密にし、交通事故情勢を踏まえた効果的な交通安全対策が必要である。

(オ) 補助金交付団体自己分析

a 事業実施に係る効果

補助対象事業の実施もあって、南あわじ市内における交通事故件数は減少傾向である。

b 事業実施に係る今後の課題と取組方針

現在、交通安全指導員及び交通安全事業に要する人件費、諸活動費は市補助金の交付で運営できている。協会事務局は、最低人員で活動しているため、今後、市補助金が減額となった際は、十分な交

通安全啓発活動、交通安全教育等の実施が困難となる。

## エ 監査意見

### (ア) 総括

補助金とは、地方公共団体が、特定の事業、研究等を育成、助長するために公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。

公益上必要であるか否かは、客観的なものでなければならないとされていることから、補助の目的や内容について、絶えず検証を行うことにより、社会情勢や市民ニーズの変化に沿ったものとなるよう努めなければならない。

また、補助金は、その交付に対する反対給付を求めない一方的な支出であることから、補助事業の実績に対する審査については、形式的に行うことなく、効果を適切に把握するとともに、事業の効率性、有効性等を分析し、随時、見直しや改善を図ることで、補助事業の恒常化、補助事業者の既得権益化を回避する必要がある。

更に、補助金の原資は市民の税金であるという認識を持ち、補助事業者の適格性、補助金額の妥当性、補助対象経費の明確化等によって市民への説明責任を果たさなければならない。

今回、補助金交付事務について監査を実施した結果、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、補助の目的を果たすための方策を模索して実施するなど、事業はおおむね適正に執行されていた。しかしながら、一部に注意すべき点が見受けられたため、次の事項に留意し、更なる適正な事務執行に努められたい。

なお、この監査は、補助金交付事務について抽出して実施したものであるため、他の補助金交付事務を所管する部署においても、事務の内容を確認するとともに、必要がある場合には、適切な対応をとられたい。

(イ) 個別事項

a 所管部署に係る事項

(a) 注意事項

① 補助事業の実績報告に係る審査について

提出を受けた補助金の実績報告の審査に係る書類を確認した結果、これらの書類のみでは、補助金の額の根拠となる補助対象経費及びその経費に充当する収入額（以下「補助金額の根拠となる額」という。）を算出することができなかった。所管部署では、団体から実績報告時に提出のあった資料とは別の会計関係資料により、補助金額の根拠となる額が予算額を超えていることを確認していたが、実績報告の関係資料として提出を求めていなかった。

たとえ、補助金の返還が不要であることが事実として判明していたとしても、補助金の額の確定に至った審査の過程を書面により明確に示すことができるよう、今後の実績報告時においては、団体から徴取する書類について見直されたい。

② 補助対象経費の確認等について

団体から提出のあった令和2年度の補助対象経費に係る支出伝票及びその伝票に添付した領収書を確認したところ、補助対象期間の開始前である令和2年3月に支出したものが含まれていた。

令和2年度分において、これらの経費を補助対象経費から控除したとしても、補助金額の根拠となる額は、交付額を下回らないことから返還の必要はないものの、補助対象経費の計上誤りが今後生じないよう、実績審査時における補助対象経費の十分な確認、また、団体への指導を徹底されたい。

また、領収書の添付が一部漏れていたことを確認した。領収書は、補助対象経費を支出した証明となることから、添付できない事情が生じた場合には、再発行等による補完の対応をとるよう団体に指導されたい。



(b) 要望事項

① 団体の職員給料及び手当の支給基準の明文化について

団体が支出する職員の給料及び手当の支給基準については、規則性をもって執行されていたが、通勤手当を除いたものは、明文化されていない状態であった。これらの経費は、補助対象経費であるため、団体にはその執行基準について明確な説明が求められること、担当部署には実績審査においてその内容を確認する必要があることから、基準の明文化について団体に指導されるよう要望する。

② 現金の管理に関する帳簿の備付けについて

団体においては、自らが管理する現金の残高を確認するための帳簿を備えていなかった。

現金の多くが公益性のある事業に使用する目的のため集められた会費収入等であること、補助対象経費の支払いを現金により行う場合があることから、現金の残高や出納に関して、いつでも明確に説明できる体制が求められるため、不正防止の観点も含め、現金出納簿等の帳簿の整備について団体に指導されるよう要望する。

b 補助金交付団体に係る事項

(a) 注意事項

所管部署に係る注意事項に同じであるから、所管部署と協議のうえ、取り組まれない。

(b) 要望事項

所管部署に係る要望事項に同じであるから、所管部署と協議のうえ、検討・検証されたい。

c その他

団体は、四季の交通安全運動における関係機関との協働、交通安全指導員を中心とした交通安全教室の実施等により、交通事故の防止、交通安全意識の高揚といった団体の目的を果たすため、懸命に各種事業に取り組まれている。

交通安全は、事業の実施主体だけではなく、市民一人一人が自らの課題と認識して取り組むことが重要であることから、今後とも、市と団体、また関係機関が連携し、事業の更なる充実・発展を図ることはもとより、一人でも多くの市民が関心を持つような戦略的な情報発信の手段の検討にも注力されるよう要望する。

